

宅地建物取引士関係手続き一覧

令和6年3月1日現在

	申請（届出）事項	届出 期限	添 付 書 類	関連する他の届出等
①	資格登録申請 県証紙 ¥37,000		◆登録申請書 ○誓約書 ○市町村長が発行する身分証明書 ○法務局が発行する登記されていないことの証明書 ○住民票（抄本）※注）2 ○合格証書（写し）（原本提示） ○登録実務講習修了証書又は実務経験証明書※ ○写真 1 枚（縦3.0cm×横2.4cm）	※ 住民票は、住基ネットでの本人確認情報の提供を了承いただけない場合のみ添付が必要です。 ※ 実務経験で登録する場合、実務経験先（勤務先）の従業者名簿（様式第8号の2）の写しを添付
②	資格登録 変更申請	遅滞 なく	◆宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 ○氏名 — 戸籍抄本 ○本籍 — 戸籍抄本 ○住所 — 住民票（抄本）※注）2 ○勤務先（就任）— 就労証明書 ○勤務先（退任）— なし	※ 氏名・住所の変更の場合、④も必要 ※ 勤務先変更の場合、勤務先の9条の変更届も必要な場合あり。
③	宅地建物取引士証 交付（更新）申請 県証紙 ¥4,500		◆宅地建物取引士証交付申請書 ○写真 2 枚（申請書用、宅地建物取引士証用） （縦3.0cm×横2.4cm）	※ 交付後、勤務先の9条の届出が必要な場合あり ※ 更新：登録内容の変更が出る場合は事前に②が必要
④	宅地建物取引士証 書換え交付申請 県証紙 ¥4,500		◆宅地建物取引士証書換え交付申請書 ○写真 1 枚（縦3.0cm×横2.4cm） ○宅地建物取引士証 ※注）3 （住所変更の場合：手数料、写真は不要。）	※ ②と併せて提出のこと
⑤	宅地建物取引士証 再交付申請 県証紙 ¥4,500		◆宅地建物取引士証書再交付申請書 ○写真 1 枚（縦3.0cm×横2.4cm）	※ 宅地建物取引士証を亡失した場合、⑨と併せて提出
⑥	資格登録 移転申請 県証紙 ¥8,000		◆登録移転申請書 ○就労（予定）証明書 ○写真 1 枚（縦3.0cm×横2.4cm） ※ 転出の場合、手数料は移転先の証紙を添付（東京都や大阪府の場合は現金納付（手数料シールを購入・貼付））	※ 登録内容に変更がある場合は、移転前に②が必要 ※ 宅地建物取引士証の交付を受けている場合、移転先への③も必要
⑦	死 亡 届	死亡の 事実を 確認 した日 から 30日	◆宅地建物取引士死亡等届出書 ○登録を受けている者と届出人の関係が本人又は相続人以外の場合、届出人との関係を示す書類	※ 宅地建物取引士証の交付を受けている場合、⑧または⑨と併せて提出 ※ 勤務先の9条の変更届が必要な場合あり
⑧	宅地建物取引士証 の返納	遅滞 なく	◆宅地建物取引士証返納書 ○宅地建物取引士証	
⑨	亡 失 届		◆宅地建物取引士証亡失届	
⑩	登録抹消		◆宅地建物取引士資格登録消除申請書 ○消除する原因がわかる書面	※ 宅地建物取引士証の交付を受けている場合、⑧または⑨と併せて提出

- 注） 1 提出部数：⑥は2部（正・副（コピー可））、その他は1部。控え等が必要な場合は、余分に作成（コピー等）し、持参してください。
2 住民票（抄本）は個人番号の記載のないものとしてください。
住民票に替えて、個人番号カード（マイナンバーカード）の表面の写しでも可能です（**原本の提示が必要**）。
3 ④で住所変更のみの場合は、提出時に新住所を現宅地建物取引士証の裏面に記載し、その場で返却します。
4 ①に添付する実務経験証明書において従業者証明書番号の付与の仕方等についての間違いが散見されます。ご注意ください。
※ この一覧は、令和6年3月1日現在のものです。添付書類等に変更が生じる場合もありますので、ご了承ください。